

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

循環型社会推進課

【告示】

○ 指定納付受託者の指定

デジタル推進課

〃

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

〃

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

指導監査室

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

〃

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の占用を制限する区域の指定

〃

○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧

耕地課

○ 〃

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

目次

担当課（室）

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【選挙管理委員会】

○ 岡山市北区の区域の開票区の廃止

選挙管理委員会

○ 岡山市東区の区域の開票区の廃止

〃

○ 岡山市南区の区域の開票区の廃止

〃

○ 倉敷市の区域の開票区の廃止

〃

○ 真庭市の区域の開票区の廃止

〃

○ 吉備中央町の区域の開票区の廃止

〃

◎岡山県規則第六十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十二年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（第四面）を次のように改める。

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株	出資の額	本 籍	
			保有する株式の数 又は出資の金額	住所又は主たる事務所の所在地
(フリガナ)	生年月日	割	合	
氏名又は名称				

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(フリガナ)	生年月日	本 籍	
		氏 名	役職名・呼称

- 備考
- ※印の欄は、記載しないこと。
 - 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設（焼却施設、灰溶融施設、破碎施設、圧縮施設、選別施設、堆肥化施設、固形燃料化施設等）、し尿処理施設（汚泥堆肥化施設等）、最終処分場の別を記載すること。
 - △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
 - △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面を添付すること。
 - 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

令和5年9月5日 岡山県公報 第12529号

様式第三号の四（第三面）を次のように改める。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	本籍
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額		
(フリガナ) 氏名又は名称	生年月日	割 合	住所又は主たる事務所の所在地	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	本 住 所	本 籍 所
氏 名	役職名・呼称	住 所	所

備考

- ※印の欄は、記載しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設（焼却施設、灰溶融施設、破碎施設、圧縮施設、選別施設、堆肥化施設、固形燃料化施設等）、し尿処理施設（汚泥堆肥化施設等）、最終処分場の別を記載すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - 最終処分場の放流水の水質に変更がある場合は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第四号の二(裏面)中

※収入証紙貼付欄

を削る。

様式第七号の二(表面)中

許可の年月日
及び許可番号

を

届出の年月日

に

「年

月

日

第

日

様式第七号の八(第三面)を次のように改める。

号」

を

」に改める。

令和5年9月5日 岡山県公報 第12529号

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出 資 の 額	
(フリガナ) 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割	住所又は主たる事務所の所在地	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

令和5年9月5日 岡山県公報 第12529号

様式第七号の九（第四面）を次のように改める。

(第4面)

⑬ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者（当該株主又は出資をしている者となる者がある場合）

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍
	（フリガナ） 氏名又は名称	保有する株式の数 又は出資の金額	本 住所又は主たる事務所の所在地	
生年月日		割 合		

⑭ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、政令第4条の7に規定する使用人となる者（申請者に当該使用人となる者がある場合）

（フリガナ） 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「申請者」の欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- 3 ⑨から⑭までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 ⑨及び⑭の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和5年9月5日 岡山県公報 第12529号

◎岡山県告示第四百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 指定納付受託者の名称及び住所
三井住友カード株式会社
大阪府中央区今橋四丁目五番一五号
- 二 指定の日
令和五年八月十七日
- 三 指定納付受託者が取り扱う歳入の種類
次の施設において電子マネー及びコード決済を利用して納付する次の歳入

施設名	歳入の種類
岡山県立美術館	使用料及び手数料
岡山県立博物館	使用料及び手数料
岡山県立岡山朝日高等学校	使用料及び手数料
岡山県立岡山城東高等学校	使用料及び手数料
岡山県立岡山操山高等学校	使用料及び手数料
岡山県立岡山工業高等学校	使用料及び手数料
岡山県立鳥城高等学校	使用料及び手数料
岡山県立高松農業高等学校	使用料、手数料及び物品売払代金

四 指定納付受託者による納付の事務を開始する日
令和五年十月一日

令和5年9月5日 岡山県公報 第12529号

◎岡山県告示第四百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 指定納付受託者の名称及び住所
中銀カード株式会社
岡山市北区柳町二丁目一一番二三号
- 二 指定の日
令和五年八月十七日
- 三 指定納付受託者が取り扱う歳入の種類
次の施設においてクレジットカード及び電子マネーを利用して納付する次の歳入

施設名	歳入の種類
岡山県立美術館	使用料及び手数料
岡山県立博物館	使用料及び手数料
岡山県立岡山朝日高等学校	使用料及び手数料
岡山県立岡山城東高等学校	使用料及び手数料
岡山県立岡山操山高等学校	使用料及び手数料
岡山県立岡山工業高等学校	使用料及び手数料
岡山県立鳥城高等学校	使用料及び手数料
岡山県立高松農業高等学校	使用料、手数料及び物品売払代金

- 四 指定納付受託者による納付の事務を開始する日
令和五年十月一日

◎岡山県告示第四百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年九月五日

指定した医療機関

名称

金光病院訪問看護ステーション

所在地

浅口市金光町占見新田七四〇

指定年月日

令和五年九月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第四百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年九月五日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

のぞみ薬局 たかの店

津山市高野本郷一四一五―三

令和五年九月一日

ザグザグ薬局 下市店

赤磐市下市三六四―三

令和五年九月一日

訪問看護ステーションこやま

総社市清音上中島二三九―四

令和五年九月一日

◎岡山県告示第四百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年九月五日

指定を辞退した医療機関

名称

クローバー薬局

アイ薬局

所在地

笠岡市二番町三一五

笠岡市五番町三一五

岡山県知事

伊原木

隆

太

辞退年月日

令和五年八月三十一日

令和五年八月三十一日

◎岡山県告示第四百三十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和五年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

くれーる

2 所在地

津山市院庄九一三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人発達を支える会ブルークレール

2 主たる事務所の所在地

津山市院庄九一三番地一

三 指定年月日

令和五年九月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇二七七

五 サービスの種類

保育所等訪問支援

◎岡山県告示第四百三十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和五年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアハウス桃香

2 所在地

岡山県赤磐市熊崎二七八―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭水会

2 所在地

岡山県赤磐市熊崎二七六一―

三 指定年月日

令和五年九月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一五二九

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

令和5年9月5日 岡山県公報 第12529号

◎岡山県告示第四百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三三号
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市成羽町星原字野アヲ杭二三五番 三地先から 高梁市成羽町星原字下畑ケ二三〇番一 先まで	新	一一・四〇 三三・〇	一三四・〇
高梁市成羽町星原字野アラシ杭二三五番 三地先から 高梁市成羽町星原字下畑ケ二三〇番一 先まで	旧	一一・四〇 一五・五	一三四・〇

令和5年9月5日 岡山県公報 第12529号

◎岡山県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
一般国道	三二二三号	高梁市成羽町星原字野アヲシ杭二三五番三地从先から 高梁市成羽町星原字下畑ケ二三〇番一地从先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和五年九月五日

令和5年9月5日 岡山県公報 第12529号

〔四五〕 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和五年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

宮下東沖新開水路（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和五年九月五日から同月二十六日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔四五二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和五年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

足守土地改良区

二 地区名

丁三樋門（非補助土地改良（かんがい排水）事業）
和井田（ 〃 〃 ）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和五年九月五日から同月二十六日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔四五三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見新田五九、六〇―一、六二―三、六三―二、六四―二の一部、六四―五、六四―六、七二、七三―一、七四―一、七五、八三―一、八三―二、八四―二、八四―三、五九地先から六四―二地先まで水路、六四―二地先から八三―一地先まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市石見町三―三二

株式会社倉敷未来不動産

代表取締役 大橋 武夫

三 許可年月日及び許可番号

令和五年八月九日岡山県指令建指第一四九号

〔四五四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見新田五九、六〇―一、六二―三、六三―二、六四―二の一部、六四―五、六四―六、七二、七三―一、七四―一、七五、八三―一、八三―二、八四―二、八四―三、五九地先から六四―二地先まで水路、六四―二地先から八三―一地先まで水路

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市石見町三―三二

株式会社倉敷未来不動産

代表取締役 大橋 武夫

五 許可年月日及び許可番号

令和五年八月九日岡山県指令建指第一四九号

◎岡山県選管告示第六十八号

平成二十一年岡山県選管告示第四十五号（岡山市北区の区域の開票区）は、廃止する。
令和五年九月五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第六十九号

平成二十一年岡山県選管告示第四十六号（岡山市東区の区域の開票区）は、廃止する。
令和五年九月五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第七十号

平成二十一年岡山県選管告示第四十七号(岡山市南区の区域の開票区)は、廃止する。
令和五年九月五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第七十一号

平成十七年岡山県選管告示第六十七号（倉敷市の区域の開票区）は、廃止する。
令和五年九月五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第七十二号

平成十七年岡山県選管告示第六十八号（真庭市の区域の開票区）は、廃止する。
令和五年九月五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第七十三号

平成十七年岡山県選管告示第六十九号（吉備中央町の区域の開票区）は、廃止する。
令和五年九月五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

附 則

この告示は、公布の日から施行する。